

設 計 図 書

契 約 番 号 第R7－15号

委 託 業 務 名 R7日峯大神子広域公園特定施設等保守清掃委託業務

路 線 名 等 日峯大神子広域公園

委託業務箇所 徳島市大原町～小松島市中田町

履 行 期 間 令和 7年4月1日から 令和 8年3月31日まで

工事概要

当初(変更前)

大神子テニスセンター、海岸松林(キャンプ場)及びこども広場(日峯区域含む)の建物・施設等一帯の清掃保守

主任監督員	
現場監督員	

変更後

主任監督員	
現場監督員	

清掃保守に関する仕様書

この仕様書は、日峯大神子広域公園の特定施設等の清掃・保守点検・管理等の業務の実施にかかる仕様を示したものである。

なお、この仕様書に示されていない事項であっても、当該業務の契約に含まれると判断される業務については、特に発注者の指示により実施するものとする。

1 業務に関する認識と注意

受注者は、業務を実施するにあたっては、この業務が日峯大神子広域公園（以下、「公園」という。）の各施設を常に良好な状態で保持し、利用者の利便に供するためのものであることを十分に認識し、これに沿って所定の業務を適切に実施するとともに、その利用を妨げることをしないよう注意を払うものとする。

2 業務の対象となる範囲

業務の対象となる範囲は、テニスセンター区域、海岸松林区域、こども広場区域、日峯区域など。（別添施設別作業実施基準表及び別添図面参照）

3 作業の種別

作業の種別は、次の区分によるものとする。

- （１）日常作業 週単位で定められた日に実施する作業。
- （２）水質検査 年単位で定められた日に実施する作業。

4 作業の実施日及び実施時間

- （１）日常作業の実施日は、各区域ごとに毎週定められた休日（人員配置計画表による。）を除く毎日とする。

- ①契約期間中において業務上、特に必要と認められた場合、休日の入れ替え及び人員の交代を実施するものとし、その日・時についてはその都度、別に発注者が指定する。

②契約期間中において受注者の都合により、余儀なく人員の交代及び休日の入れ替え等を実施する場合は、その都度、発注者に対し報告し承諾を得るものとする。

(2)作業実施時間は午前8時から午後5時までの間とする。

(途中1時間を休憩するものとする。実働8時間)

①契約期間中において業務上、特に必要と認められた場合、変則的な勤務(時差勤務及び超過勤務による相殺等)を実施するものとし、その日・時についてはその都度、別に発注者が指定する。

②契約期間中において業務上、特に必要と認められた場合、必要箇所の開錠及び施錠を実施するものとし、その日・時についてはその都度、別に発注者が指定する。

5 作業実施基準

各施設ごとの通常の作業は、概ね別表の「施設別作業実施基準表」により、実施するものとする。(但し、施設別作業実施基準表以外に、特に必要と認められた作業内容が発生した場合、その状況に応じて実施するものとし、その都度、別に発注者が指定する。)

6 受注者は、契約締結後、業務が開始する日までに、作業に従事する者を記載した作業従事者名簿と作業従事者経歴書及び現場担当者緊急連絡先を発注者に提出するものとする。

なお、作業従事者名簿に記載された者のうち、1名を主任作業員に選任し、その旨を記載しておくこと。

また、受注者は、作業従事者名簿及び現場担当者緊急連絡先の記載事項に変更があるときは、その都度、発注者に届けでる。

7 収集した廃棄物は、園内にある廃棄物集積場で仮保管するものとし、集積場周辺の美観、衛生面には細心の注意を払うこと。

特に夏季については、常に良好な環境状態で保持できるよう十分に配慮すること。

落葉、落枝や草類等についても同様とする。

また、土砂除去清掃で発生した土砂については所定の場所（テニスセンター自由広場もしくはこども広場土捨て場）で処理すること。

- 8 作業の実施に必要な資材及び機器は、すべて受注者の負担とする。但し、発注者の承認を得た場合のみ、発注者の所有する機器等を使用することができる。
- 9 作業実施中、その対象施設に、なんらかの異常または事故、損傷、落書き、不法投棄等があることを知ったとき、また、こども広場日峯区域においては尿尿汲取り状況等、その時点で直ちに現場作業員は発注者に対し確実に報告するものとする。
- 10 作業実施中は、施設及び設備等をき損または、紛失することのないよう、十分に配意するものとする。万が一、作業員が施設及び設備等をき損または、紛失させたときは、その時点で直ちに現場作業員は発注者に対し確実に報告するものとし、その状況に応じて、受注者がその責を負うものとする。
- 11 作業実施中は、清掃作業のみでなく、常に保守点検を行い、火災、盗難、風紀及び衛生に留意し、なんらかの異常を発見し、または、危険を感じたときは、その時点で直ちに現場作業員は発注者に対し確実に報告するものとする。
- 12 作業実施中に作業員が第三者に対して危害を加え、損傷を負わせたとき、または、作業員に事故若しくは災害が発生したときは、その時点で直ちに現場作業員は発注者に対し確実に報告するものとし、すべて受注者がその責を負うものとする。
- 13 作業実施にあたって、施設、設備等の鍵を使用する必要があるときは、主任作業員が発注者に申し出て鍵を受け取り、その使用が終了したときは直ちに発注者に返却するものとする。（但し、長期にわたり、借用するものについては預かり書を提出するものとする。）

また、窓、扉等の閉鎖、消灯、火気及び施錠の確認を確実に行うものとする。

- 14 受注者は毎月末までに次月の作業従事者勤務表を作成し、発注者に提出するものとする。
- 15 受注者は、毎月3日までに、前月の作業実績をとりまとめた作業実績報告書を作成し、発注者に提出するものとする。(受水槽水質定期検査を実施したときは、その都度、提出するものとする。)
- 16 業務委託料の支払いについては発注者は受注者の請求により3ヶ月毎に支払うものとする。
- 17 作業実施中、作業従事者であることを明確にさせるため、作業員は作業服(制服及び名札)を着用するものとする。(正規の作業服を着用しない作業員は、作業に従事させないものとする。)
- 18 施設管理上、特に必要と認められた場合、発注者の指示により対象施設・設備の簡易な小修理や原状復旧のための作業を実施するものとする。また、発注者の指示がない場合でも現場作業員自身が必要と判断した場合は、対象施設・設備の簡易な小修理や原状復旧のための作業を実施するものとする。(補助作業、不定期作業等)
- 19 発注者は随時に、作業の実施状況を点検し、作業が適切を欠くと認められたときは、受注者に対し作業の手直しを指示するものとする。
- 受注者は発注者から指示を受けたときは、直ちに作業を手直しし発注者に報告するものとする。
- 20 発注者及び受注者は、この仕様書に拠り難い事情があると認めるときは、双方の協議により解決を図るものとする。

受水槽に関する仕様書

1 業務の目的と認識

飲料水の衛生確保に支障をきたすことのないよう、適正な管理、水質に関する適正な検査、清掃を実施することにより汚濁汚染の防止、飲料水の衛生の確保を図ることを目的とする。

2 業務の対象となる施設

- 1) 大神子テニスセンター飲料受水槽（簡易専用水道）
- 2) こども広場飲料受水槽（小規模受水槽水道）

3 清掃業務等の実施作業内容

1) 作業準備

① 登録証明書

都道府県知事の許可した登録業者であること。

② 資格・免状

作業の監督者または従事者のいずれかが、飲料受水槽清掃業に関する所定の講習または研修の修了者であること。

③ 健康管理

イ) 従事者は着工前及び概ね6ヶ月ごとに健康診断を受けること。

（健康診断書提出のこと。）

ロ) 健康診断の結果、健康状態の不良の者は作業に従事しないこと。

④ 作業衣及び使用器具の衛生管理

作業衣及び使用器具は、受水槽の清掃専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行なったものを使用し、作業を衛生的に行うこと。

⑤ 事故防止

受水槽内の照明、換気等に充分注意して事故防止を図ること。

2) 作業方法

① 受水槽の水抜き

② 槽内機器の点検

③ 受水槽内の清掃

イ) 高圧洗浄機による洗浄(15 kg / c m²の圧力による。)

ロ) 槽内の沈澱物質、浮遊物質及び壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに受水槽周辺の清掃を行うこと。

④ 洗浄汚水の排水

⑤ 作業点検

⑥ 消毒

イ) 消毒薬は有効塩素50～100 ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム

溶液もしくはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。

ロ) 消毒は受水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機もしくは専用噴霧器等を利用して行うこと。

ハ) 塩素剤を用いて2回以上受水槽内の消毒を行ったあと、消毒排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は、受水槽内に立ち入らないこと。

⑦ 水張点検

イ) 消毒後の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒後少なくとも30分以上経過してから行うこと。

ロ) 上水の注入時に水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにすること。

ハ) 水張り終了後、給水栓及び受水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

⑧ 作業完了検査

作業完了後は最終検査を実施し、報告書を作成すること。

※ 上記の作業は、2槽水槽に関しては1槽毎に実施し、作業完了検査後に残りのもう1槽の作業を実施すること。(作業手順は同じ。)

* 高置水槽または圧力水槽の作業は原則として同じに日に行うこと。

4 各機器類の点検

作業時に各部品・機器類の状態を点検し、必要に応じ調整・点検すること。

① 水槽内部（清掃時に行うこと。）

② 水槽外周・外壁

③ 水槽本体

④ 水槽上部

⑤ マンホール

⑥ オーバーフロー管

⑦ 通気管（防虫網含む）

⑧ 水抜き管

⑨ 給水管

※ 上記点検の結果に基づき、修理・取替えの必要のあるときは、怠ることなく速やかに発注者に報告すること。

5 水質検査及び残留塩素測定

1) 水質検査は給水栓及び受水槽における水について実施すること。

2) 残留塩素測定は給水栓及び受水槽における水について実施すること。

3) 残留塩素測定は、原則として水質検査と同時に実施するものとする。

4) 水質検査は、水道法による11項目及び簡易専用水道（小規模受水槽）について必ず専門機関に委託して実施すること。

① 水道法に基づく11項目

イ) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

ロ) 過マンガン酸カリウム消費量（有機物等）

ハ) 塩素イオン

ニ) 一般細菌

ホ) 大腸菌群

ヘ) 鉄

ト) pH値

チ) 臭気

リ) 味

ヌ) 色度

ル) 濁度

- ② 水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道検査
(小規模受水槽水道検査は簡易専用水道検査に準ずる。)

- ③ 専門機関による立ち入り検査
(清掃作業の実施報告書を検査日までに発注者に提出すること。)

5) 上記検査の結果、供給する水の水質に異常が認められた場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに原因の究明を行い、良質な飲料水の確保を行うこと。

6 作業実施項目

- ① 受水槽の清掃
- ② 水道法による11項目
- ③ 簡易専用水道検査(小規模受水槽水道)
- ④ 専門機関による立入検査

7 作業実施日

実施日については、以下のものを提出し、担当職員と協議して承認を得たうえで実施するものとする。

- ① 作業従事者の健康診断書
- ② 作業監督者または作業従事者の所定の資格証明書(写)
- ③ 飲料受水槽清掃業登録証明書(写)
- ④ 作業実施計画書
- ⑤ 作業従事者名簿
- ⑥ 作業実績

8 報告

作業終了後、遅滞なく報告書を発注者に提出すること。

(報告書には必ず、作業の状況を撮影した写真を添付すること。)

9 その他

受水槽の清掃の手順・方法及び受水槽の水質検査等の項目・義務については、
各種法律による。

内 訳 表

[illegible]

工種

受水槽水質定期検査

第1号単価表
1.0 回当り

名 称	規 格・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
テニスセンター		式	1			第2号単価表
こども広場(駐車場)		〃	1			第3号単価表
こども広場(芝生広場)		〃	1			第4号単価表
計						

工種

受水槽水質定期検査(簡易専門水道)テニスセンター

第2号単価表
1.0 式当り

名 称	規 格・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
受水槽検査等業務						
保全技術員		人				
清掃員C		〃				
機材等損料		式	1			
水質等検査業務						
水質検査手数料(11項目)		回	1			水道法による11項目
水質検査手数料(簡易専門水道)		〃	1			水道法第34条による
上記検査採取費・輸送費		式	1			
計						

工種

受水槽水質定期検査(小規模受水槽水道)こども広場(駐車場)

第3号単価表
1.0 式当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
受水槽検査等業務						
保全技術員		人				
清掃員C		〃				
機材等損料		式	1			
水質等検査業務						
水質検査手数料(11項目)		回	1			簡易専用水道に準ずる
〃 (小規模受水槽水道)		〃	1			簡易専用水道に準ずる
上記検査採取費・輸送費		式	1			
計						

工種

受水槽水質定期検査(小規模受水槽水道)こども広場(芝生広場)

第4号単価表
1.0 式当り

[illegible]

工種

特定作業(管理棟・運営棟)

第5号単価表
1.0 回当り

[illegible]

工種

日常作業

第6号単価表
1.0 人当り

[illegible]

令和7年度 委託業務人員算出表

[illegible]

配置 作業人数	3	3	2	2	2	2	3
	15	12	8	8	8	10	15
	76						
	8月						
	口	月	火	水	木	金	土
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	9月						
	口	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	10月						
	口	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	11月						
	口	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	12月						
	口	月	火	水	木	金	土
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	12月						
	口	月	火	水	木	金	土
	30						

[illegible]

○日常作業

別紙「施設別作業実施基準表」

施設の状況や職員の指示にしたがって、作業を実施すること。

[illegible]

○特定作業

[illegible]

(日常作業)

- A 床掃き掃除
- B 床水拭き（雑巾orモップ）
- C 水洗浄（炊飯棟耐火レンガは水洗浄しないこと）
- D 紙屑・塵芥収集（ゴミ、落葉、落枝等の収集）
- E 手摺り・扉拭き
- F 洗面台・衛生陶器類洗浄（トイレブース、パネルは水洗浄しないこと）
- G 内・外ガラス拭き・照明器具拭き・クモの巣除去
- H 鏡拭き上げ
- I トイレットペーパー・水石鹸補充
- J 汚物処理
- K 除草（植栽地は除く）
- L 拭き仕事
- M 掃き仕事
- N 土砂除去
- O 点検
- P 不特定作業（台風等の災害時の片付け手伝い等その都度必要と認められたもの
- Q 空き缶収集

(特定作業)

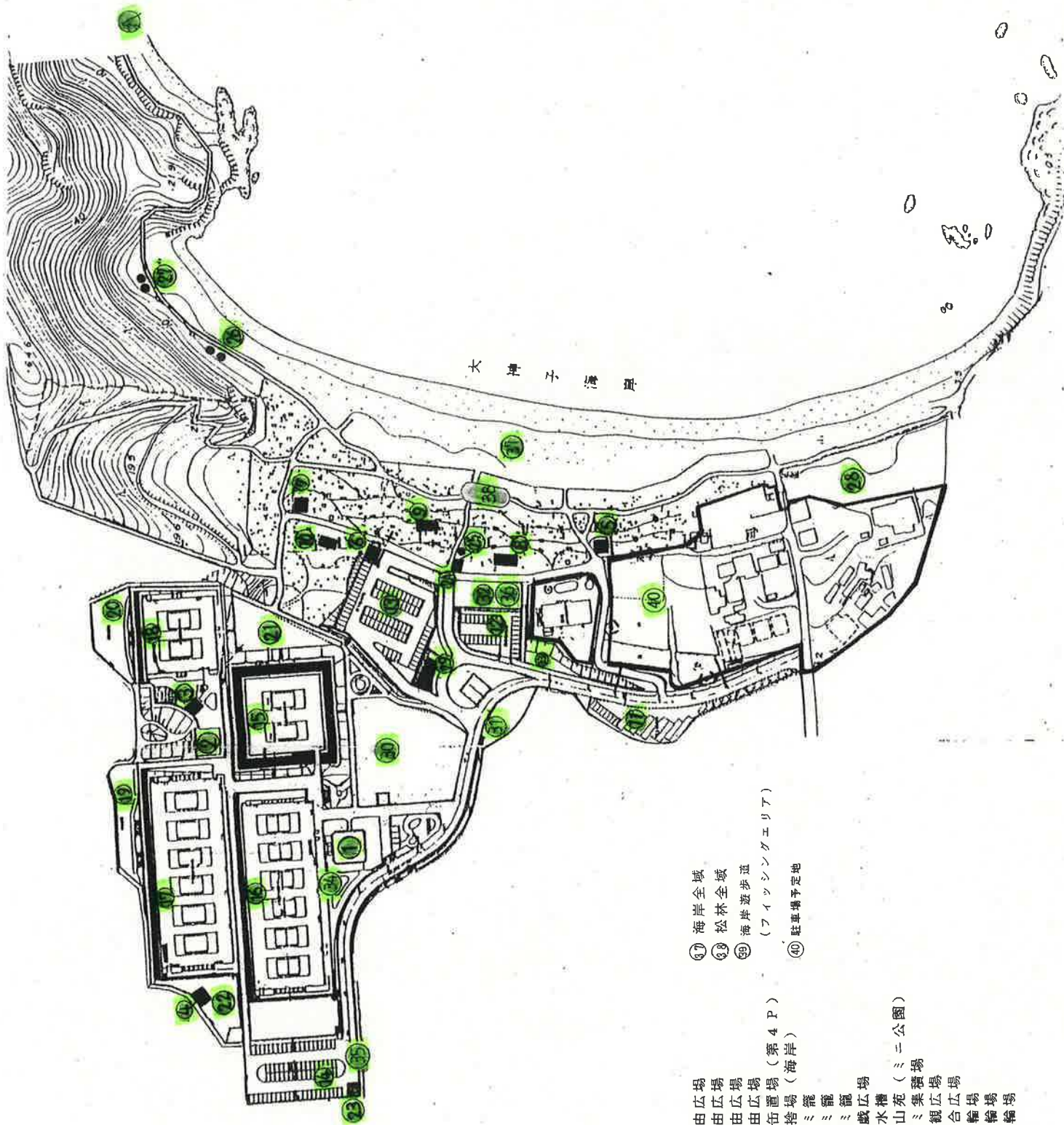
- R 床面洗浄ワックス処理
- S 内・外窓ガラス清拭
- T 照明器具清拭
- U 洗浄・清拭・整備
- V ブラインド拭き

(日常作業)

- A 床掃き掃除
- B 床水拭き（雑巾orモップ）
- C 水洗浄（炊飯棟耐火レンガは水洗浄しないこと）
- D 紙屑・塵芥処理（ゴミ、落葉、落枝等の収集処理）
- E 手摺り・扉拭き
- F 洗面台・衛生陶器類洗浄（トイレブース、パネルは水洗浄しないこと）
- G 内・外ガラス拭き・照明器具拭き・クモの巣除去
- H 鏡拭き上げ
- I トイレトペーパー・水石鹼補充
- J 汚物処理
- K 除草（植栽地は除く）
- L 拭き仕事
- M 掃き仕事
- N 土砂除去
- O 点検
- P 不特定作業（台風等の災害時の片付け手伝い等その都度必要と認められたもの
- Q 空き缶収集

(特定作業)

- R 床面洗浄ワックス処理
- S 内・外窓ガラス清拭
- T 照明器具清拭
- U 洗浄・清拭・整備
- V ブラインド拭き



- ① 海岸全域
- ② 松林全域
- ③ 海岸遊歩道
- (フィッシングエリア)
- ④ 駐車場予定地

- ⑤ 自由広場
- ⑥ 自由広場
- ⑦ 自由広場
- ⑧ 自由広場 (第4P)
- ⑨ 空缶置場 (海岸)
- ⑩ 灰捨場
- ⑪ 籠
- ⑫ 籠
- ⑬ 籠
- ⑭ 籠
- ⑮ 遊戯広場
- ⑯ 受水槽
- ⑰ 遊山苑 (ミニ公園)
- ⑱ 湖観広場
- ⑲ 待合広場
- ⑳ 駐輪場
- ㉑ 駐輪場
- ㉒ 駐輪場

- ① 管理棟 (テニセンター)
- ② 運宮棟 (テニセンター)
- ③ 運宮棟 (テニセンター)
- ④ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑤ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑥ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑦ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑧ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑨ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑩ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑪ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑫ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑬ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑭ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑮ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑯ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑰ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑱ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑲ 運宮棟 (テニセンター)
- ⑳ 運宮棟 (テニセンター)

日峯大神子広域公園こども広場平面図

$S = 1/2000$



